

消費税増税に伴う教習料金等について

平素より当校をご利用いただき誠にありがとうございます。

この度、現行消費税8%から2019年10月1日以降10%に増税されることとなりました。

これに伴う弊社における消費税の取り扱いにつきまして、下記のとおりご案内申し上げますので、何卒ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

- 2019年10月1日以降に弊社が提供する教習料金等に係る消費税率は10%となります。
- 2019年9月30日までにご入校されたお客様で、2019年10月1日以降に教習がまたがる場合、2019年10月1日以降に係る部分については、新税率の10%の差額分をお支払い頂くこととなります。
- 現在すでに教習中のお客様につきましても、2019年10月1日以降に教習がまたがる場合は、消費税の差額(2%分)をお支払い頂くこととなります。

入校時期による消費税転嫁の例

2019年10月1日

| | | 料金種別 | 改正前 | 改正後 |
|--|----------------------|----------------------------|-------------------------|----------------|
| Aさん  | 入校日 9/1 | 入学金・学科料 写真代・オプション料 他 | 消費税8% | 加算なし |
| | 教習 開始日 9/10 | 技能料・検定料 証明書代 他 | 入校時に 消費税8%にて お預かり | 未消化分のみ 2%加算 |
| Bさん  | 入校日 9/20 | 入学金・学科料 写真代・オプション料 他 | 消費税8% | 加算なし |
| | 教習 開始日 10/1 | 技能料・検定料 証明書代 他 | 入校時に 消費税8%にて お預かり | 全てに2%加算 |
| Cさん  | 入校日 10/1 | 入学金・学科料 写真代・オプション料 他 | / | 消費税10%料金 |
| 教習 開始日 10/10 | 技能料・検定料 証明書代 他 | | | |

※ご不明な点などございましたら職員までお問い合わせ下さい。